

18歳から“大人”ですー特に気を付けたい10のトラブル

【問】 この春に18歳になる高校2年生です。2022年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられたとのことですが、成年になることで、特に気をつけなければならないことは何ですか。

(17歳・女性)

～若者ねらう業者に注意～

【答】 民法の改正により、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これにより、18歳、19歳の若者も、法律上は成年（大人）として扱われます。

成年になると、親などの法定代理人の同意がなくても自分の意思で契約ができます。しかし、未成年者が法定代理人の同意を得ずに契約した場合に、契約を取り消すことができる権利（未成年者取消権）は、行使できなくなりました。このため、契約に関する知識や社会経験の少ない若者をねらう悪質な事業者によるトラブルが予想されます。

国民生活センターは2月28日公表の記事で、特に18歳、19歳に気を付けてほしい「消費者トラブルの最新10選」を紹介しています。

【1】 副業・情報商材やマルチなどの「もうけ話」トラブル

- ① 確実にもうかる話はありません！
- ② 「簡単に稼げる」と強調する広告や勧誘をうのみにしない。
- ③ 「荷受代行」「荷物転送」は絶対にしない。

【2】 エステや美容医療などの美容関連トラブル

- ① その場で契約・施術をしない。
- ② サービスの施術前にリスク等の説明を十分に受けて検討する。
- ③ 長期間の契約が必要な時は都度払いのコースを選ぶ。

【3】 健康食品や化粧品などの「定期購入」トラブル

- ① 注文前に返品・解約の条件を確認する。
- ② 低価格を強調する広告は、特に詳細を確認する。

【4】 誇大な広告や知り合った相手からの勧誘など「SNSきっかけ」トラブル

- ① SNS上で知りあった相手が本当に信用できるか慎重に判断する。
- ② SNS上の広告から偽通販サイトに勧誘されてトラブルになるケースも。

【5】 出会い系サイトやマッチングアプリの「出会い系」トラブル

- ① 出会い系サイトやマッチングアプリ等の規約をよく確認する。
- ② サイトやアプリで知りあった相手が本当に信用できるか慎重に判断する。

【6】 デート商法などの「異性・恋愛関連」トラブル

- ① 相手の好意は、商品を売るための手口であることも！
- ② あやしいと思ったら、すぐに契約しない、お金を借りない。

【7】就活商法やオーディション商法などの「仕事関連」トラブル

- ① 必要がないと思う契約には、先輩や知人から勧誘されても、はっきりと断る。
- ② 「オーディションに合格した」など、期待を持たせる勧誘トークに注意する。
- ③ アンケートなどを求められても容易に個人情報を伝えず、利用目的を確認する。

【8】賃貸住宅や電力の契約

- ① 契約先の事業者名や連絡先、契約条件をよく確認する。
- ② 賃貸住宅の退去時の条件などもしっかり確認する。

【9】消費者金融からの借入れやクレジットカードなどの「借金・クレカ」トラブル

- ① 借金をしてまで契約すべきものかよく考える。
- ② 手数料が発生するリボ払いに注意する。
- ③ クレカの利用明細は必ず確認する。

【10】スマホやネット回線などの「通信契約」トラブル

- ① 勧誘を受けた事業者名やサービス名、連絡先、契約内容を確認する。
- ② 解約時の条件についても事前によく確認する。

いったん成立した契約でも、クーリング・オフ制度（一定期間内であれば無条件で契約解除ができる制度）が適用される取引もあります。契約に関して困ったり、不安に感じた時は、消費生活センターに相談してください。

消費者庁のホームページには、「『18歳から大人』特設ページ」(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/) が設けられています。18歳成人に関する啓発資料、教材、動画が掲載されていますので参考にしてください。



消費者庁の「18歳から大人」
特設ページのQRコード

【筆者ひとこと】

4月1日からの成年年齢の引き下げ後も、健康面への影響や非行防止、青少年保護などの観点から、飲酒や喫煙、競馬や競輪などの公営ギャンブルなどは、20歳以上という年齢制限が維持されます。（県消費生活センター）